政　令

法務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百八十六号

法務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第七十九条中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　入管法第六十三条の二第一項の規定による出国制限対象者（同項に規定する出国制限対象者をいう。）に対する条件の付与に関すること。

附　則

この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月十五日）から施行する。

法務大臣臨時代理
国務大臣　伊藤　忠彦
内閣総理大臣　石破　茂

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百八十七号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の規定に基づき、この政令を制定する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「若しくは監督保証金」を「、監督保証金若しくは帰国等保証金」に改める。

附　則

この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月十五日）から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣臨時代理
国務大臣　伊藤　忠彦
財務大臣　加藤　勝信

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百八十八号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百七十三条（同法第二百三十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令（平成十八年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「及び第二百八十九条第一項」及び「及び第二百八十四条第一項」を削り、同条第一号中「第五号」を「第五号若しくは」に、「若しくは第三号（被勾留者」を「に掲げる者又は同項第三号に掲げる者（被勾留者」に改め、「又は第二十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる者」を削り、同条第二号中「者に」を「者又は同法第四百九十四条の五の規定により拘置されている者に」に、「留置の」を「留置又は拘置の」に改め、同条に次の二項を加える。

2　法第二百八十四条第一項に規定する政令で定める事由は、次のとおりとする。

一　法第二十五条第二項各号に掲げる者について、前項第一号に規定する指揮又は通知を受けたこと。

二　前項第二号に規定する者（刑事訴訟法第四百九十四条の五の規定により拘置されている者を除く。）について、あらかじめ定められた留置の期間が満了したこと。

3　法第二百八十九条第一項において準用する法第百七十三条に規定する政令で定める事由は、裁判官の釈放の指揮を受けたこととする。

附　則

この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月十五日）から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣臨時代理
国務大臣　伊藤　忠彦
国土交通大臣　中野　洋昌

国の債権の管理等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月一日

内閣総理大臣　石破　茂